

みんなでつくろう  
すみたいまち しあわせなまち  
かごしま



# 第4次 鹿児島市地域福祉活動計画

～あなたのそばに いつでも社協～



社会福祉法人 鹿児島市社会福祉協議会

# はじめに

近年、急速な少子高齢化の進行や人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化、住民相互のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、地域における福祉課題はますます深刻化してきています。



このような中、社会福祉協議会は、さまざまな福祉課題の解決や地域福祉の向上に積極的に取り組んでいく使命を担っています。そのために、社会福祉協議会と地域の方々による自主的な福祉活動を計画的に展開していくための指針となる地域福祉活動計画を策定しています。

鹿児島市社会福祉協議会では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」をさらにすすめるために、第3次地域福祉活動計画を検証し、福祉課題を整理しながら見直しを行い、このたび第4次鹿児島市地域福祉活動計画を策定しました。

本計画では、平成31年度から3年間を計画期間とし、地域を取り巻く問題を解決するための目標や具体的な施策を示し、国が進める「地域共生社会の実現」に向けた地域全体の「福祉力」を高めるため、地域福祉の担い手育成と支援体制づくりに積極的に取組んでまいります。

地域の皆さんにおかれましては、この計画を基本にして、自助・共助・公助の考えのもとに、お互いに連携しあい、それぞれの地域において、地域に根ざした活動が推進されることを心から願っております。

鹿児島市社会福祉協議会といたしましても本計画の推進に全力を傾注してまいりますので、地域の皆さんの一層のご協力をお願ひいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、各面からご尽力を賜りました推進委員・幹事及びワーキンググループの皆さんをはじめ、ご協力をいただきました多くの皆さん方に、心から感謝申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人 鹿児島市社会福祉協議会

会長 松木園富雄



# 目 次

## I 第4次地域福祉活動計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
・計画策定の背景と趣旨	
・計画推進の経緯	
・現状と課題	
・計画の位置付け	
2. 計画の役割と期間	4
・計画の役割	
・計画の期間	

## II 計画の内容

1. 福祉目標	6
2. 推進目標・推進計画	7
3. 計画の体系	8
4. 推進計画及び施策	9
5. 数値目標	24

## III 推進にあたって

1. 推進体制	25
2. 推進体系(図)	25
3. 市社協の役割	26

## IV 関係資料

1. 地域福祉活動計画策定の取組みの経過について	28
(1) 各種委員会・会議等の開催状況	
(2) 地域福祉活動に関するアンケート調査の結果	
2. 地域福祉活動計画推進委員会設置規程	37
3. 委員等名簿	39
4. 用語解説	43

※元号については本計画策定期点のものを使用しています。



# I 第4次地域福祉活動計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

### 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の急速な進行、人口減少社会の到来、個人のライフスタイルや価値観の多様化、地域における人と人とのつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、ひとり暮らし高齢者の増加や孤立死、高齢者・障害者・児童への虐待、生活困窮者の増加、自然災害など地域における福祉課題は多様化するとともに深刻化してきています。

このような中、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無、性別の違いに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現が求められています。

第4次鹿児島市地域福祉活動計画は、これまでの地域福祉活動計画の推進における取組みを踏まえながら、地域住民をはじめ各種団体やボランティアなどが連携して、互いに支えあい、助けあう仕組みをさらに充実させ、地域の福祉課題の解決に取組むための計画として策定しました。

### 計画推進の経緯

これまで鹿児島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、地域の多様な福祉に関する課題を把握しその課題に対応するため、市社協と地域住民による福祉活動の指針として、平成16年度から平成20年度までを期間とする地域福祉活動計画を策定し、その後、平成21年度から平成25年度までの第2次計画、平成26年度から平成30年度までの第3次計画を策定しました。

この間、地域福祉活動の拠点施設となる地域福祉館の整備が進んできしたこと、また地域福祉支援員の配置により、地域の福祉団体等への情報提供や助言・提案等が行えるようになったことから、地域内の団体・組織間の連携が密に図られるようになりました。

これらのことから、校区社会福祉協議会（以下「校区社協」という。）などを中心とする小地域ネットワークにおいて、イベントの開催や高齢者等の見守り活動、ふれあい会食、子育てサロン等、地域住民による自主的な福祉活動の活性化が図られてきました。

## 現状と課題

地域の福祉活動を推進する中心的な団体として、それぞれの地域に校区社協が結成され、地域の実情に応じた活動を推進するとともに、各福祉団体をはじめ地域の様々な主体と共に小地域ネットワークを構成し活動を行っています。

しかし、地域における福祉課題は、地域の状況によって多様であり、その課題の解決に向けての地域の取組みや活動については温度差があり、福祉活動が停滞している地域も見られます。

また、少子高齢化や町内会加入率の低下に伴い、活動の担い手となる人材の高齢化、後継者不足が大きな課題となっており、地域福祉の推進を担う人材の確保と育成が急務とされています。

さらに、地域の連帯強化を推進するために、小学校区において地域コミュニティ協議会が設立されました。地域コミュニティ協議会と校区社協を含む各福祉団体との機能や役割が明確になっていないため、それぞれの地域において、福祉活動に対する連携のあり方等が課題となっています。

## 計画の位置付け

「鹿児島市地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が、地域住民や校区社協、ボランティア団体、福祉団体等と相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

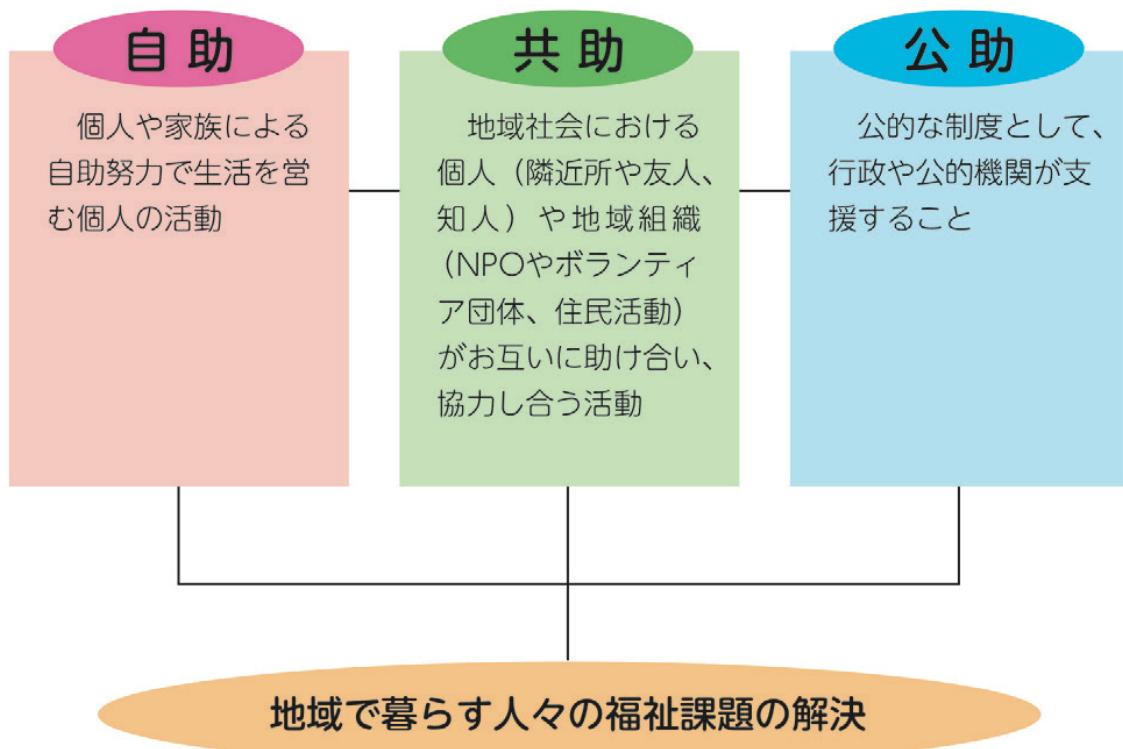
これに対し、「鹿児島市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、鹿児島市が地域福祉の推進に関する「地域における福祉サービスの適切な利用の推進」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」の3つの事項を一体的に定めた計画です。

「鹿児島市地域福祉活動計画」は、「鹿児島市地域福祉計画」と緊密な連携を図りながら、地域福祉を推進していきます。

### <地域福祉とは>

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取組む考え方です。

その福祉課題を解決するためには、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）がそれぞれの役割を果たしながら、連携して地域ごとに個性のある取組みを積極的に行っていくことが必要です。



### 地域で暮らす人々の福祉課題の解決



## 2. 計画の役割と期間

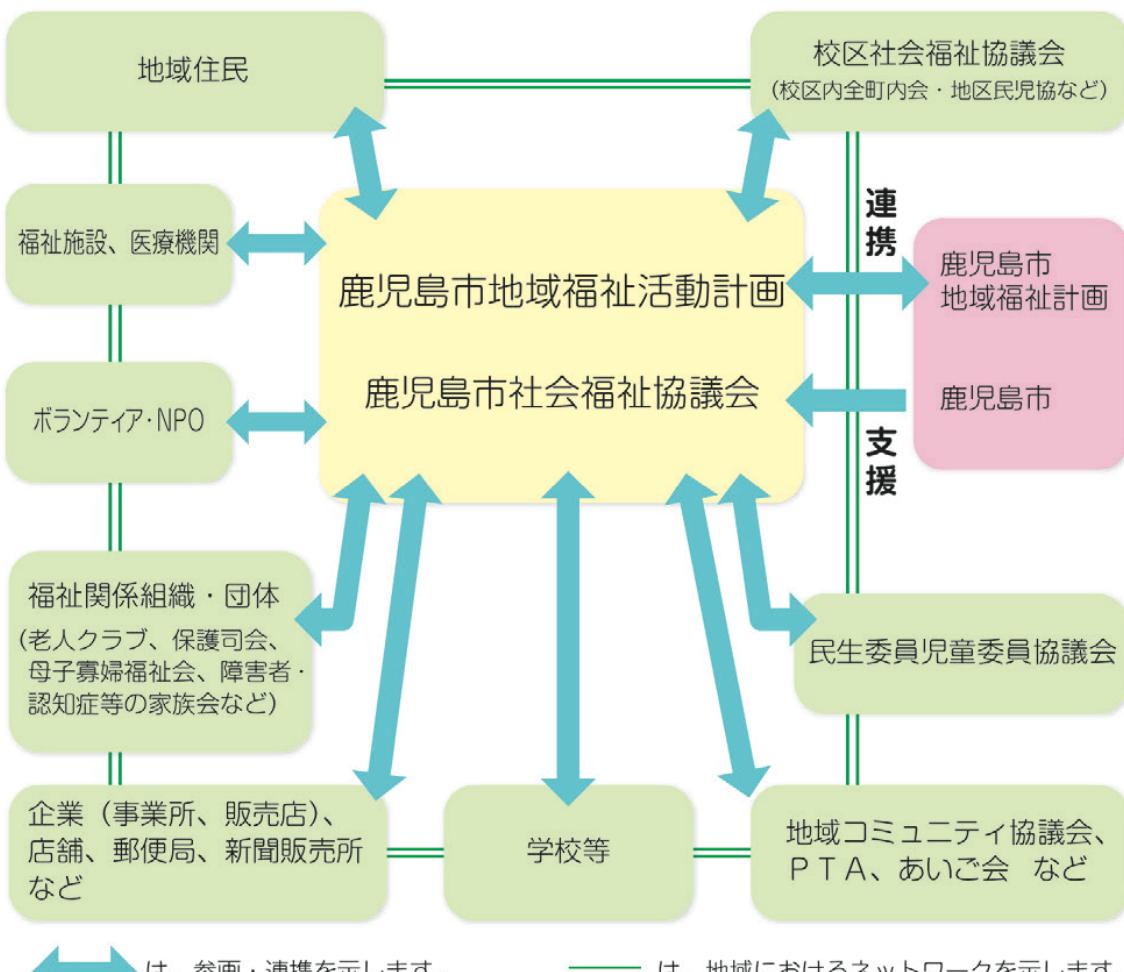
### 計画の役割

この計画は、福祉のまちづくりの基本的な考え方を示しており、具体的には地域住民や地域で福祉活動を行う組織・団体や学校、企業（事業所など）、行政など関係者の連携により、地域福祉の充実のために取組むべき事業や活動方針を示すもので、今後の鹿児島市における市民の地域福祉活動及び市社協の活動の指針となるものです。

計画に沿った活動が具体的に行われていくことにより、自分たちのまわりの問題を自分たちの手で解決するという自立性の尊重などが図られ、「助けられたり、助けたり」という地域での相互扶助の精神の広がりが期待されます。

また、地域住民と行政や福祉関係に携わっている人たちとの効果的な連携・協力などが図されることになります。

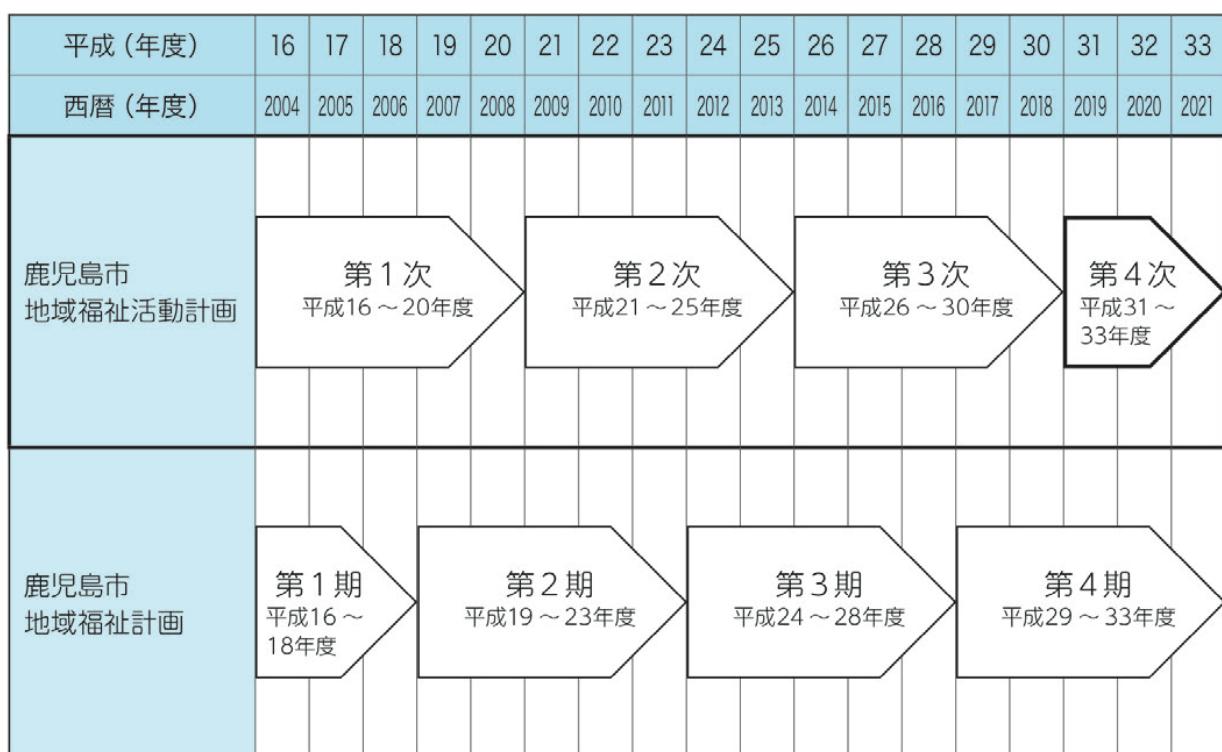
### <計画を推進するための連携図>



## 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度から3か年とします。本来は5年計画とするところですが、「鹿児島市地域福祉活動計画」と「鹿児島市地域福祉計画」は、目的及び目指す方向性は同じであり、期間を統一することによって総合的に地域福祉を推進することができるため、次期計画において両計画の期間を統一することを見込み、3か年の計画としています。

平成33年度を目標年度とし、最終年度には3年間の活動状況等の点検・評価を行います。また、社会状況の変化に対応しながら次期計画の策定について検討していきます。



## II 計画の内容

### 1. 福祉目標

住民が、最も身近である地域の中で、「ほっ」として安心しながら生活していくためには、それぞれが自分の暮らす地域の福祉課題を発見し、それぞれの地域の実情にあった活動を自主的に展開していくことが大切です。

第3次地域福祉活動計画では、東日本大震災後、地域の絆が再認識されたことから、地域で支えあい助けあう人と人とのつながりを築き、地域の絆を深めることを目指してきました。

本計画においても、これまでの取組みを継承しながら、地域住民や町内会、校区社協、民生委員・児童委員、ボランティア・NPOなど、みんなの参加による「お互いに支えあい助けあう」という精神を基本とした総合的な福祉のネットワークをつくることを目指します。

以上のことから、第4次地域福祉活動計画でも第3次計画に引き続き、福祉目標を「みんなでつくろう すみたいまち しあわせなまち かごしま」とし、その実現のための3つの柱「1 みんなが笑顔でふれあえるまち」「2 みんなで支えあうすみたいまち」「3 みんなの参加できずくしあわせなまち」を掲げています。

#### 福 祉 目 標

みんなでつくろう すみたいまち しあわせなまち かごしま

福祉目標実現のための3つの柱

1 みんなが笑顔で  
ふれあえるまち

地域の誰もが気軽に参  
加できて、ふれあいを深  
められるような活動を促  
進します。

2 みんなで支えあう  
すみたいまち

日常生活の中で不安や悩  
みをかかえる人が、安心し  
て生活していくような支  
援体制の整備に努めます。

3 みんなの参加できずく  
しあわせなまち

地域の誰もが積極的に地域福祉  
活動に参加するとともに、福祉活  
動の担い手を支援し育成します。

## 2. 推進目標・推進計画

福祉目標を実現していくため、次のとおり5つの推進目標を掲げます。  
また、推進目標ごとに推進計画を設定し、取組みの方向を定めます。

### 推進目標（1）身近で支えあう地域づくり

- 推進計画 ① 地域のつながりを深める活動の充実  
② 見守り体制の充実  
③ 小地域ネットワーク活動の支援  
④ 地域コミュニティ協議会との連携  
⑤ 校区社協等への支援の充実

### 推進目標（2）地域交流の場づくり

- 推進計画 ① 地域における活動拠点づくり

### 推進目標（3）ボランティア活動の支援体制づくり

- 推進計画 ① ボランティアセンターの運営  
② ボランティア活動の啓発・情報提供  
③ 災害ボランティア活動の推進

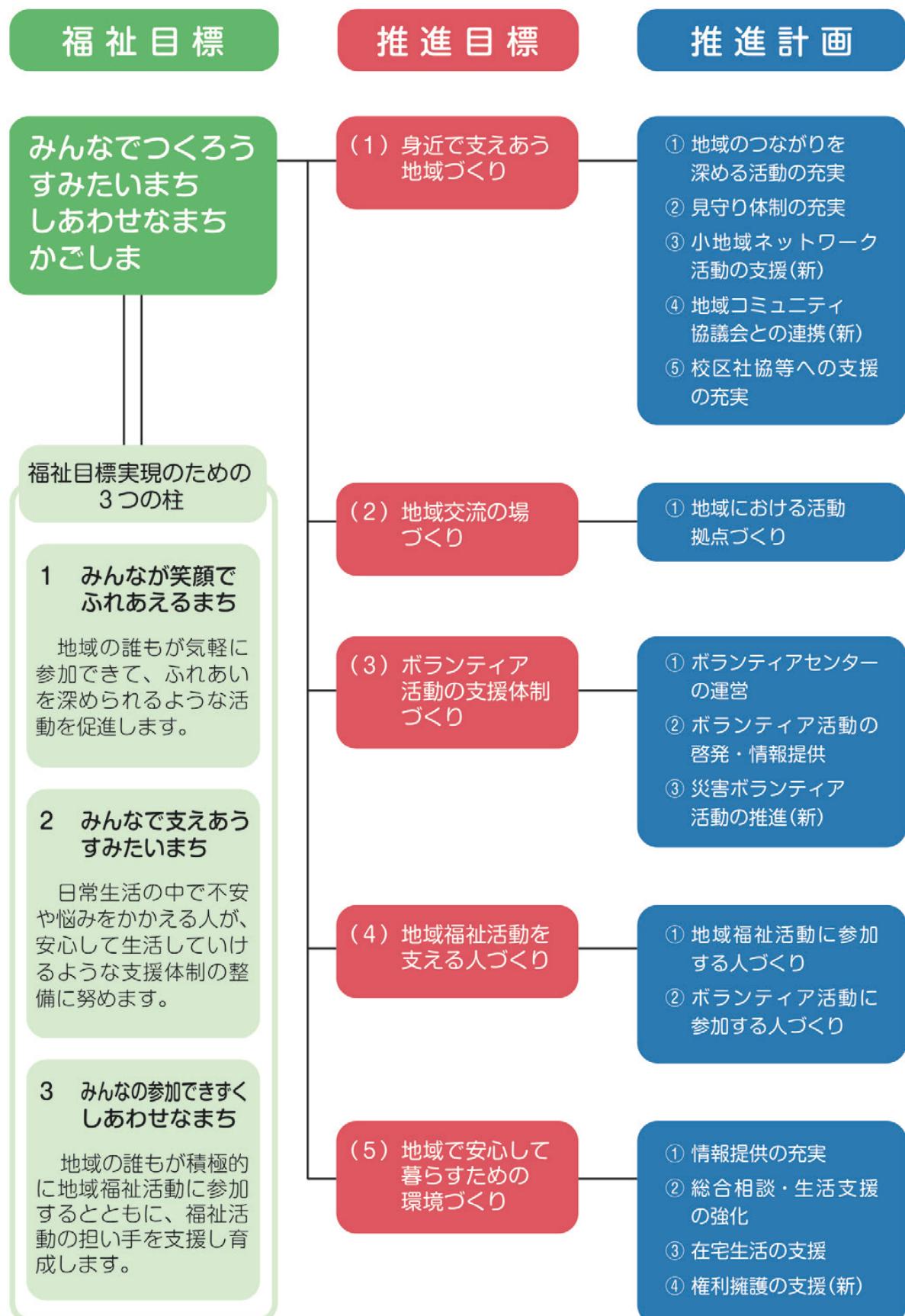
### 推進目標（4）地域福祉活動を支える人づくり

- 推進計画 ① 地域福祉活動に参加する人づくり  
② ボランティア活動に参加する人づくり

### 推進目標（5）地域で安心して暮らすための環境づくり

- 推進計画 ① 情報提供の充実  
② 総合相談・生活支援の強化  
③ 在宅生活の支援  
④ 権利擁護の支援

### 3. 計画の体系



## 4. 推進計画及び施策

### 推進目標（1） 身近で支えあう地域づくり

近年、地域住民同士のつながりが薄れ、地域との関わりを持たずに社会的に孤立している人が増加しており、身近な地域における交流の機会が少なくなっています。このような中で、子どもから高齢者まで、あらゆる世代の住民が参加できるような顔が見える交流の場の充実が大切です。

校区社協をはじめ、地域の様々な団体等が連携し、福祉活動に関する広報・啓発、交流活動などが行われていますが、市社協では、地域福祉活動がさらに広がるよう地域福祉館や地域福祉支援員等を通じた支援を充実させ、住民主体の見守り活動や関係支援機関等との連携を強化し、住民同士が見守り支えあう地域づくりを推進します。

#### 推進計画 ① 地域のつながりを深める活動の充実

地域では、校区社協が主体となって孤立しがちな高齢者や障害者等が気軽に交流できるようなふれあい活動や、子どもから高齢者までが一緒に参加できるような世代を超えた交流活動など、地域のつながりが深まるような活動の充実に努めます。

また、子育て中の親子が、身近で気軽に参加できて、同じような悩みを抱える人達と交流することで、仲間づくりのきっかけとなるような活動の充実に努めます。

#### 具体的施策

取組み（事業名）	取組み（事業）内容	実施主体等	市社協担当部署
ふれあい交流	地域の高齢者や障害者、子どもや外国人住民等、地域住民が気軽に交流を深められる集い等を開催する。	校区社協	地域福祉推進課
ふれあい子育てサロン事業の実施	子育て中の母親などが気軽に集い、育児に対する不安や悩み等について話し合うことで、相互の交流が深められる場所をつくり、地域ぐるみで子育て支援を行う。	校区社協	地域福祉推進課
地域福祉活動の広報	校区社協の活動内容を多くの地域住民に理解・協力してもらうため、広報紙を作成・配布し、活動の広報に努める。	校区社協	地域福祉推進課

## 推進計画 ② 見守り体制の充実

高齢者ひとり暮らし世帯の増加や社会的なつながりの希薄化により、相談できる相手もなく不安や課題を抱え、時には孤立死や虐待などの命に係わる重篤な事例につながることがあります。このようなことを防ぐため、地域での問題の早期発見、早期対応が重要であり、地域で見守る体制づくりを推進します。

また、校区社協や町内会等を中心として、高齢者や子どもに対する見守りや声かけ、支え合いマップの作成による現状把握及び支援の取組みなど、地域におけるさりげない見守り活動の輪を更に拡げていきます。

### 具体的施策

取組み（事業名）	取組み（事業）内容	実施主体等	市社協担当部署
高齢者等見守りネットワーク活動	ひとり暮らし高齢者等をさりげなく見守ることができる安否確認の体制をつくる。	校区社協 地区民児協 町内会	地域福祉推進課
災害時の支援活動	支援を必要とする人に対して、災害時の避難を支援する。	校区社協 地区民児協 町内会	地域福祉推進課
子どもの見守り活動	あいさつ運動や青パト活動、子ども110番の家の活用などによる、子どもの安全確保を目的とした見守り活動を実施する。	校区社協 地区民児協	地域福祉推進課
福祉マップの作成・活用	地域住民に役立つ福祉サービスや安心安全の情報を掲載した福祉マップを作成し、地域で活用する。	校区社協	地域福祉推進課
支え合いマップの作成・活用	地域の要支援者の情報を地図上に表した支え合いマップを作成し、地域の福祉課題の把握や見守り活動の充実を図るための手段として、個人情報の取扱いに十分配慮しながら活用する。	校区社協 町内会	地域福祉推進課
見守り活動に対する支援	・「見守りネットワーク活動の手引き」の活用 ・「見守りネットワーク活動事例集」の活用 ・福祉マップの作成支援 ・支え合いマップの作成支援	市社協	地域福祉推進課

### 推進計画 ③ 小地域ネットワーク活動の支援

小地域ネットワーク活動は、校区社協をはじめ地域の様々な団体が地域福祉館を拠点とし、地域の福祉課題の解決に取組む活動です。

地域福祉館及び市社協各支部では、地域の福祉活動に対して助言や情報提供、活動場所の提供等を行うとともに、地域でボランティアに取組みたい人やボランティアを求める人に、情報提供やコーディネートなどを行います。

また、地域福祉支援員等による情報提供や助言等を通して、福祉課題の早期発見や相談支援機関との連携を図り、地域住民が気軽に相談でき適切な支援へつなぐことができる小地域ネットワーク活動の支援を行います。

#### 具体的施策

取組み(事業名)	取組み(事業) 内容	実施主体等	市社協担当部署
地域福祉支援員による支援	<p>地域の様々な団体が行っている福祉活動の情報収集を行いながら地域福祉館と連携し、小地域ネットワークによる活動に関する団体等への助言・提案・情報提供、ボランティア活動の活性化を支援する。</p> <p>また、地域の小地域ネットワーク団体等が連携して活動できるよう、橋渡しや話し合いの場の紹介などを行う。</p>	市社協	地域福祉推進課
地域における福祉課題の早期発見と解決	家に閉じこもりがちな人や、制度の狭間で支援につながりにくい人の福祉課題を早期発見し、解決につなげるため、小地域ネットワーク活動の活性化を支援する。	市社協	地域福祉推進課
地域福祉ネットワーク推進拠点の活用	地域福祉館及び市社協各支部において、小地域ネットワーク活動の支援を行うために、地域で福祉活動を行う団体に施設等の貸出を行う。また、活動に対する助言や情報提供を行い、活動の活性化を図る。	市社協	地域福祉推進課



ふれあい子育てサロン



支え合いマップの作成

## 推進計画 ④ 地域コミュニティ協議会との連携

地域の連帯強化を推進するために、小学校区において地域コミュニティ協議会が設立され、地域の多様な人材や資源を活用しながら、地域課題の解決に取組む活動を進めています。

校区社協は、地域コミュニティ協議会に参画し、連携・協力しながら活力ある豊かな地域づくりに努めていますが、地域コミュニティ協議会と校区社協を含む各福祉団体との機能や役割が明確になっていないため、それぞれの地域において、福祉活動に対する連携の在り方等が課題となっています。

校区社協と地域コミュニティ協議会は、いずれも小学校区を単位としており、組織の面でも活動の面でも重なる部分があることから、今後、市とも連携し、両者が効果的に役割を分担し、参加・協働していくような体制づくりを目指します。

### 具体的施策

取組み（事業名）	取組み（事業）内容	実施主体等	市社協担当部署
校区社協と コミュニティ 組織との連携	校区社協は、地域コミュニティ協議会に参画するコミュニティ組織やその他の団体などとの連携を通して、相互作用による活動の活性化を図る。	校区社協 地区民児協 町内会	地域福祉推進課



## 推進計画 ⑤ 校区社協等への支援の充実

市社協では、地域福祉活動の中心的な役割を担っている校区社協に対して、活動に対する助言や情報提供のほか、活動助成金の交付等の財政的な支援を行います。

また、校区社協同士の連携を図るために組織されている校区社会福祉協議会連絡協議会（以下「校区社協連絡協議会」という。）が開催する各種研修会等についても、支援を行います。

そのほか、町内会へは地域福祉活動の活性化を支援するため、活動費の助成を行います。

### 具体的施策

取組み（事業名）	取組み（事業）内容	実施主体等	市社協担当部署
校区社協活動助成金等の交付	校区社協の運営に対し、活動助成金を交付する。 また、広報紙の作成、子育てサロンの実施に対し、助成金を交付する。	市社協	地域福祉推進課
校区社協連絡協議会の活動の支援	市社協に校区社協連絡協議会の事務局を置き、総会や研修会等の開催を支援する。	市社協	地域福祉推進課
校区社協活動等のPR	・校区社協活動事例集の活用 ・校区社協活動事例集DVD版の活用	市社協	地域福祉推進課
町内会への地域福祉活動費の助成	共同募金に協力いただいた町内会に、地域福祉活動費として募金額の一部を助成し、地域福祉活動の活性化を支援する。	市社協	企画総務課



校区社協活動  
(グラウンドゴルフ大会)



校区社協活動  
(もちつき)

## 推進目標（2）地域交流の場づくり

子どもから大人まで、あらゆる世代の人々が性別や障害の有無にかかわらず、誰もが地域の構成員として、その人らしく生き生きと、孤立しないで暮らしていけるように、気軽に立ち寄り交流を図ることができる場づくりを進めます。

地域福祉館等を活用して、地域住民同士が楽しい時間を過ごせるイベントや世代間交流などを行います。また、趣味活動を通した自主的な交流のほか、日常に開かれるサロンの設置や福祉館イベントの開催など地域住民相互の交流を推進します。

### 推進計画 ① 地域における活動拠点づくり

地域福祉館は、高齢者や子ども達のふれあいの場として、また、地域住民による地域福祉活動を推進する場としてさらに活用されるよう、地域住民への周知を図ります。

また、地域福祉活動の拠点として位置づけている地域福祉館や市社協の支部においては、さらに地域への情報提供を行い、校区社協等が行う小地域ネットワーク活動等の支援や地域のボランティア活動の活性化に努めます。

#### 具体的施策

取組み（事業名）	取組み（事業）内容	実施主体等	市社協担当部署
地域交流の場としての拠点づくり	地域福祉館や地域にある公民館、集会所、学校など地域住民のふれあいの場としての拠点の確保を図る。	校区社協 町内会	地域福祉推進課
地域福祉館の有効活用	地域福祉活動の推進拠点及びボランティア活動の支援施設としての地域福祉館の機能の周知（「福祉館だより」の発行）や利用促進を図る。	市社協	地域福祉推進課
福祉館サロンの実施	ひとり暮らしや家の中だけで過ごしがちな高齢者などと、地域のボランティアが定期的に地域福祉館を利用し、ふれあい交流を通じてひきこもりや孤立を防ぎ、生きがいづくりにつなげる。	市社協	地域福祉推進課
毎日サロンの実施	地域福祉館のロビーを活用して、ひとり暮らしや家の中だけで過ごしがちな人などが、いつでも気軽に出会きコミュニケーションの場となるようお茶セットを準備し、自由に利用できるようにする。	市社協	地域福祉推進課

### 推進目標（3）ボランティア活動の支援体制づくり

地域福祉活動は、住民相互のつながりを基本にしながら、地域で活動する組織や団体が協力して進められています。

また、このような活動と並行しながら、ボランティア活動も活発になっており、ボランティアの果たす役割は大きくなってきています。

市社協では、地域住民の参加と支援のもとに、担い手となるボランティアが活躍できる場や機会を更に拡充していくために、ボランティア活動を支援し、推進します。

#### 推進計画 ① ボランティアセンターの運営

ボランティア活動を通じて地域住民の福祉に関する理解と関心を高め、地域福祉の向上に寄与するため、ボランティア活動希望者とボランティアを求めている人との橋渡しを行うとともに、ボランティア・NPO活動の活性化を図り、ボランティアセンターの機能の充実に努めます。

#### 具体的施策

取組み（事業名）	取組み（事業）内容	実施主体等	市社協担当部署
ボランティアセンターの運営	活動についての啓発・推進を行うとともに、活動の拠点となるよう交流スペースの活用や活動室、機材等の貸出しを行う。	市社協	ボランティアセンター
ボランティア相談の受付・登録の推進	ボランティアに関する様々な相談を受付け、活動情報などを提供するとともに、ボランティアセンターへの登録を推進する。	市社協	ボランティアセンター
コーディネート機能の充実	ボランティア活動希望者が活動に取り組みやすいよう、ボランティアコーディネーターがニーズを充分に把握し、適切な活動を紹介できるようコーディネート機能の充実を図る。	市社協	ボランティアセンター
ボランティア活動保険の加入促進	安心してボランティア活動を継続していくように、ボランティア保険の加入を促進する。	市社協	ボランティアセンター
ボランティア活動ネットワークの充実	ボランティア活動の推進を図るためにボランティア活動推進委員会を開催するとともに、ボランティア団体間の交流促進と活動の充実を支援する。	市社協	ボランティアセンター

## 推進計画 ② ボランティア活動の啓発・情報提供

地域におけるボランティアの輪を広げていくため、地域住民一人ひとりが能力や個性を生かし、主体的にボランティア活動に参加できるよう、広報や研修会の開催等を通して、ボランティア活動の広報啓発を行うとともに情報提供に努めます。

### 具体的施策

取組み（事業名）	取組み（事業）内容	実施主体等	市社協担当部署
講座・研修会の実施	<p>ボランティアを始めようとする人や興味がある人などを対象に、活動のきっかけづくりのための「ボランティア入門講座」を実施する。</p> <p>また、学校や企業、職場等において、講話や福祉体験（車いす・白杖・高齢者疑似等）を実施し、ボランティア活動の啓発に努める。</p>	市社協	ボランティアセンター
ボランティア活動情報の提供	<p>ボランティア活動情報のほか、各種関係団体とのリンクや助成金情報の掲載など内容を充実させ、見やすく活用しやすいホームページの作成に努める。</p> <p>また、ボラセンだよりの発行など、市民への広報宣伝に努める。</p>	市社協	ボランティアセンター
地域福祉館におけるボランティア相談の受付・登録	<p>ボランティアセンターと連携し、ボランティア出前講座を実施する。</p> <p>また、相談や受付・登録などを行い、地域住民が身近なところでボランティア活動に参加できるように努める。</p>	市社協	地域福祉推進課



ボランティア出前講座



ボランティア出前講座

### 推進計画 ③ 災害ボランティア活動の推進

近年、地震や津波、水害等による大規模な自然災害が数多く発生しています。

本市で大規模災害が発生したときには災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアニーズの把握・整理、ボランティアの受入れや調整、マッチング等を行うことになっているため、日頃から災害に備えた人材育成や運用訓練等を実施し、災害時の支援体制づくりに努めます。

#### 具体的施策

取組み（事業名）	取組み（事業）内容	実施主体等	市社協担当部署
災害ボランティア研修会の実施	災害時の支援活動ができる団体及び個人のボランティアを対象に、情報交換等を行う研修会を開催し、ネットワーク化を図る。 また、災害時の避難等について認識を深めてもらうため、地域や職域を対象に研修会を実施する。	市社協	ボランティアセンター
災害ボランティアセンター運用訓練の実施	県・市が実施する桜島火山爆発総合防災訓練に参加し、災害ボランティアセンターの運用訓練を実施する。	市社協	ボランティアセンター
災害時対応ネットワークの構築	災害時の相互応援協定を締結している薩摩地区社協との定期的な訓練や研修を実施する。また、九州県庁所在都市社協や民間企業、各種団体、機関との応援体制を構築する。	市社協	ボランティアセンター
大規模災害時等のボランティアの支援	大規模災害等が発生した際、ボランティアへの情報提供や保険加入を支援する。	市社協	ボランティアセンター



災害ボランティア研修会



災害ボランティアセンター運用訓練

## 推進目標（4）地域福祉活動を支える人づくり

地域福祉活動の主体は地域住民であり、地域の課題を把握しているのも地域住民です。

このため、地域住民が支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できることが望まれます。

地域福祉活動は、住民相互のつながりを基本にしながら、地域で活動する組織や団体が協力して進められています。

市社協では、地域住民の参加と支援のもとに、担い手となる人材が活躍できる場や機会を更に拡充していくような体制づくりを推進します。

### 推進計画 ① 地域福祉活動に参加する人づくり

地域における福祉活動は、地域のリーダーやボランティアなどが中心となって展開されていますが、地域福祉の担い手が不足しており、一部の人間に負担が集中している現状があります。「地域福祉活動に関するアンケート調査」（平成29年11月実施）においても、地域福祉活動の中心となるメンバーの高齢化と役員等のなり手不足が大きな課題として挙げされました。

活力ある若年層や豊富な知識・経験を有する高齢者等の人材を有効に活用するため、地域福祉活動参加へのきっかけづくりに努めます。

#### 具体的施策

取組み（事業名）	取組み（事業）内容	実施主体等	市社協担当部署
地域福祉活動への住民の参加促進	地域住民が地域福祉活動に参加し、生きがいをもって活動できる場をつくる。特に、若者に活動の企画段階から参加してもらい、福祉活動への参加意識を育む。	町内会	地域福祉推進課
地域福祉活動推進の担い手の確保・育成	地域の交流イベントなどを通して、参加者に活動の担い手の必要性を認識してもらうよう取組む。 また、地域福祉支援員の活動を通して地域への情報提供を行い、担い手の確保や育成に努める。	校区社協 町内会 市社協	地域福祉推進課
人づくりのための支援	地域の担い手育成のための研修や出前講座を積極的に実施する。	市社協	地域福祉推進課

## 推進計画 ② ボランティア活動に参加する人づくり

ボランティアセンターでは、学校への出前講座等の福祉教育やボランティア体験を通して、子ども達がボランティアについて学ぶ機会を提供しています。また、学生や社会人、高齢者に対しても、高齢者・障害者支援や国際交流支援などについての学習機会を提供するとともに、地域貢献や社会参加を通して、ボランティアを身近なものとして関心を高めてもらえるよう、ボランティア活動の啓発に取組んでいます。

今後も、多くの市民がボランティアに関心を持ち、いつでも誰でも気軽に参加できるような環境を整え、ボランティア活動への参加を通して、その中核となる人材の確保・育成に努めます。

### 具体的施策

取組み（事業名）	取組み（事業）内容	実施主体等	市社協担当部署
ボランティア推進校支援事業の充実	児童生徒の福祉の心を育てボランティア活動を推進するため小・中・高等学校をボランティア推進校に指定し、活動を支援するとともに、推進校同士の情報交換の場となるよう、連絡会や研修会を開催する。	市社協 ボランティア推進校	ボランティアセンター
「児童生徒のふれあいボランティア活動」の実施	児童生徒のボランティア活動に取組むきっかけづくりと活動の定着を図るため、ボランティア活動の実績に応じたポイントを付与し、継続的な活動に対して活動認定書を発行する。	市社協	ボランティアセンター
ボランティア活動の促進	学生、社会人及び高齢者に対して、それぞれに応じたボランティア活動の機会を提供する。 また、学生ボランティアネットワークの構築を行うほか、シニアボランティア交流を行い元気高齢者の生きがいづくりを促進する。	市社協	ボランティアセンター
ボランティア活動のきっかけづくりとなるイベント等の実施	児童生徒・学生を対象に、夏休みを利用して福祉施設等でボランティア活動を体験する「サマー・ボランティア体験」や、ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、誰でも取組みやすい清掃活動を実施する。	市社協	ボランティアセンター

取組み(事業名)	取組み(事業) 内容	実施主体等	市社協担当部署
わくわく福祉交流フェアの開催	子ども、高齢者、障害者、ボランティアなど、多くの市民や福祉施設、関係団体等の参加のもとに、多彩な催しを通して相互交流するなかで、ボランティア活動や福祉交流を拡げる。	市 市社協	ボランティアセンター



サマー ボランティア 体験



わくわく 福祉交流フェア



## 推進目標（5）地域で安心して暮らすための環境づくり

地域には、様々な理由で支援を必要としている人が暮らしています。そうした人のニーズを的確に把握し、社会全体で支えあう仕組みづくりが求められています。

そのためには、何よりも地域住民一人ひとりがお互いに理解し合い、自分が住む地域の様々な問題に関心を持ち、その解決に向けて取組んでいくことが大切です。

市社協では、地域に関する様々な情報の提供や相談・支援体制を整えるとともに、地域で安心・安全に暮らせるよう住宅生活の支援や権利擁護の支援に努め、行政や関係機関と連携しながら、地域で安心して暮らすための環境づくりを推進します。

### 推進計画 ① 情報提供の充実

福祉に関する情報やボランティアの募集、地域や各施設でのイベント・講座等をホームページに掲載し、必要な情報を得ることができるようにします。また、社協だよりの内容を充実させることで、地域福祉活動に関する情報について誰もが見やすい環境を整備します。地域福祉活動の周知を図ることによって、幅広い世代の参画を促します。

#### 具体的施策

取組み（事業名）	取組み（事業）内容	実施主体等	市社協担当部署
広報紙・ホームページの充実	誰にでも見やすく、分かりやすい内容の広報や情報提供に努め、地域福祉活動への幅広い世代の参画を促す。	市社協	企画総務課
「福祉館だより」の充実	地域福祉館の利用促進のほか、地域の団体が行う福祉活動やボランティア活動の紹介を掲載するなど、地域の状況に応じた情報提供に努める。	市社協	地域福祉推進課
社協出前講座の実施	市社協の事業等に対する理解を深めてもらうため、職員が地域の集会等に出向き説明する。	市社協	企画総務課



社協出前講座

## 推進計画 ② 総合相談・生活支援の強化

地域住民が生活課題に直面したときに、気軽に相談できる体制づくりを進めます。また、これらの生活課題に対して迅速かつ適切な支援が提供されるよう、様々な関係機関との連携を図り、解決に向けた取組みを行います。

### 具体的施策

取組み(事業名)	取組み(事業) 内容	実施主体等	市社協担当部署
総合相談・生活支援体制の充実	様々な関係機関との連携を図り、地域住民から寄せられるあらゆる生活課題に関する相談の解決に向けた支援や取組みを行う。また、組織内において相談者の情報を共有する。	市社協	地域福祉推進課

## 推進計画 ③ 在宅生活の支援

身体が不自由な高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、安全杖の一部自己負担での提供や車椅子の貸出し等の支援を行います。

### 具体的施策

取組み(事業名)	取組み(事業) 内容	実施主体等	市社協担当部署
高齢者安全杖有償提供事業の実施	歩行に不安がある高齢者に、安全杖を一部自己負担で提供することで、地域で安心して暮らしていくよう支援する。	市社協	地域福祉推進課
車椅子の貸出し	一時的に車椅子が必要となった要支援者に無償で車椅子の貸出しを行い、在宅生活を支援する。	市社協	地域福祉推進課
介護講習会の開催	地域住民を対象に、在宅での介護技術の習得や認知症の人への対応、介護予防体操などの講習会を開催する。	校区社協	地域福祉推進課



## 推進計画 ④ 権利擁護の支援

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力に不安がある人が地域で自立した生活が送れるよう、成年後見制度の利用支援を行います。また、権利擁護のさらなる普及啓発にも努めます。

### 具体的施策

取組み(事業名)	取組み(事業) 内容	実施主体等	市社協担当部署
成年後見センターの運営	認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力に不安がある人が、成年後見制度を適切に利用することができるよう、市民や関係支援機関からの成年後見制度に関する相談に対応する。 また、関係支援機関との連携や成年後見制度の普及啓発を図る。	市 市社協	成年後見センター



介護講習会



## 5. 数値目標

推進計画	指 標	実施主体等	現況 (平成30年度 見込み)	年次計画		
				31年度	32年度	33年度
地域のつながりを深める活動の充実	ふれあい交流事業を実施する校区社協数	校区社協	72校区社協	72	73	73
	ふれあい子育てサロンの参加者数	校区社協	18,000人	18,150	18,300	18,450
	広報紙を発行する校区社協数	校区社協	56校区社協	58	60	62
見守り体制の充実	高齢者等見守りネットワーク活動を実施している校区社協数	校区社協	49校区社協	50	51	52
	子どもの見守り活動を実施している校区社協数	校区社協	54校区社協	55	56	57
	福祉マップを作成している校区社協数	校区社協	40校区社協	40	40	42
	支え合いマップを作成している校区社協及び町内会数	校区社協 町内会	3か所	5	6	7
地域における活動拠点づくり	地域福祉館の利用者数	市社協	850,000人	855,000	860,000	865,000
	小地域ネットワーク団体の登録数	市社協	500団体	520	540	560
	地域福祉館主催のイベントの開催数	市社協	55回	60	70	80
	福祉館サロンの実施か所数	市社協	14館	16	18	20
	福祉館サロンの利用者数	市社協	4,000人	4,400	4,800	5,100
	毎日サロンの利用者数	市社協	7,000人	7,100	7,200	7,300
ボランティアセンターの運営	ボランティアの登録者数	市社協	45,000人	46,000	47,000	48,000
ボランティア活動の啓発・情報提供	ボランティア入門講座（年6回）の参加者数	市社協	120人	140	160	180
	ボランティアセンター講座（年10回）の参加者数	市社協	550人	600	650	700
	ボランティア出前講座の実施回数	市社協	20回	25	30	35
	ボランティア出前講座の参加者数	市社協	1,200人	1,300	1,400	1,500
ボランティア活動に参加する人づくり	児童生徒への活動認定書の発行数	市社協	100人	150	200	250
	高齢者いきいきポイントの獲得者数	市社協	1,300人	1,350	1,400	1,450
	サマーボランティア体験の参加者数	市社協	600人	650	700	750
情報提供の充実	社協出前講座の実施回数（ボランティアセンター・成年後見制度除く）	市社協	30回	35	40	45
在宅生活の支援	介護講習会の開催回数	校区社協	50回	52	54	56
権利擁護の支援	成年後見制度に関する出前講座の実施回数	市社協	12回	15	18	20

### III 推進にあたって

#### 1. 推進体制

この計画は、市社協と地域住民が連携して、推進していきます。

この計画の総合的な進行管理を行うため、校区社協をはじめ福祉団体等の代表からなる地域福祉活動計画推進委員会を設置します。

##### (1) 地域福祉活動計画推進委員会

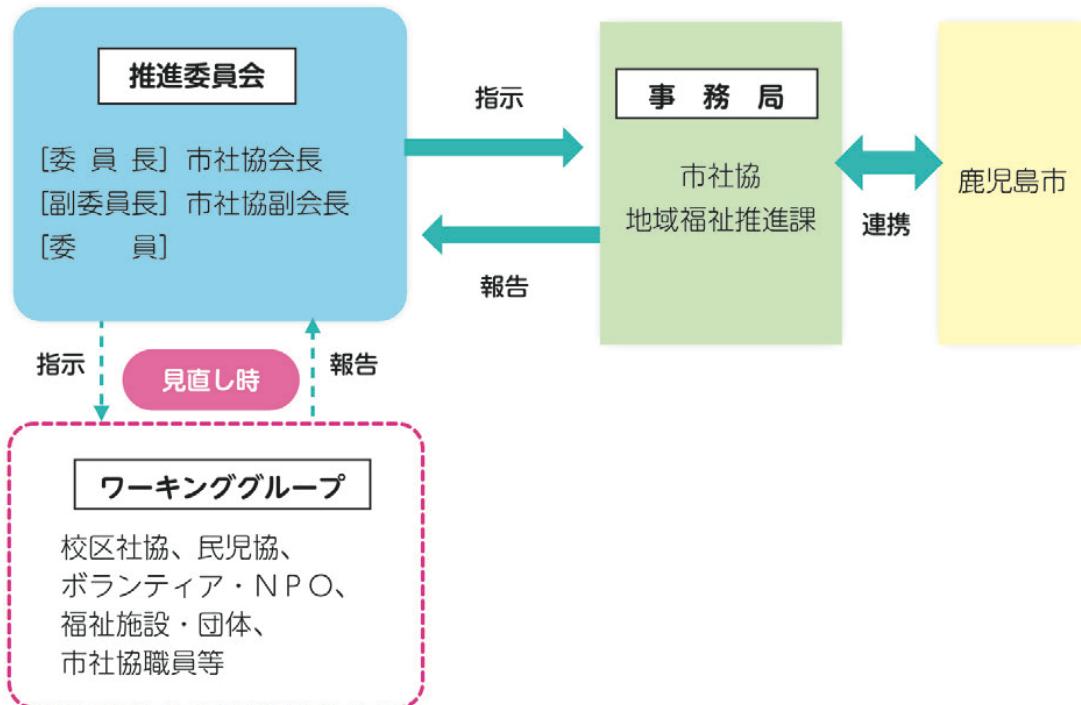
###### ① 推進委員会の設置

計画の進捗状況を把握するとともに、具体的な推進方策等の協議を行い、計画の総合的な進行管理等を行います。

###### ② ワーキンググループの設置

計画の見直し時において、計画の実施状況を点検・把握し、具体的な推進に取り組む方策の協議等を行います。

#### 2. 推進体系（図）



### 3. 市社協の役割

地域福祉活動計画を推進するうえで、住民主体による地域福祉活動を支援する市社協の体制づくりが必要です。そのため、適切な法人運営、財源の確保に努めるとともに、職員研修を充実させるなど、職員の資質向上に努めます。

また、地域福祉活動を充実させるための情報収集、研究を行い、その成果を地域住民等に広く周知するなど、活動の活性化を目指します。

#### ① 適切な組織運営

事業の的確かつ積極的な推進のため、適切な組織体制、職員配置に努めます。

また、職員の資質向上を図るため、内部研修の充実、外部研修への積極的参加を推進します。さらに、ボランティア活動に積極的に参加します。

#### ② 安定した財政運営

本計画に基づく活動を推進していくためには、それを支える財政基盤が重要になることから、平成29年度に策定した財政改善計画に基づき、財源の確保や事務事業の見直しにより、財政の健全化に努めます。



IV

## 關係資料

關係  
資料

# 1. 地域福祉活動計画策定の取組みの経過について

## (1) 各種委員会・会議等の開催状況

### ① 推進委員会

年度	月 日	内 容
29	7／6 (木)	① 第4次地域福祉活動計画策定に向けての取組みについて ② 第4期地域福祉計画についての説明（市地域福祉課）
	2／19 (月)	① 第4次地域福祉活動計画策定に向けての取組状況について ・地域福祉活動計画ワーキンググループ会議 ・「地域福祉活動」に関するアンケート調査結果 ・校区社協意見交換会
30	7／12 (木)	① 第4次地域福祉活動計画策定に向けての取組状況等について ・地域福祉活動計画ワーキンググループ会議等の進捗状況と 今後の予定について ・第4次地域福祉活動計画の策定にあたって
	12／7 (金)	① 第4次地域福祉活動計画の策定について ② 第4次地域福祉活動計画（案）について

### ② 幹事会

年度	月 日	内 容
29	6／23 (金)	① 第4次地域福祉活動計画策定に向けての取組みについて ② 第4期地域福祉計画についての説明（市地域福祉課）
	2／8 (木)	① 第4次地域福祉活動計画策定に向けての取組状況について ・地域福祉活動計画ワーキンググループ会議 ・「地域福祉活動」に関するアンケート調査結果 ・校区社協意見交換会
30	6／26 (火)	① 第4次地域福祉活動計画策定に向けての取組状況等について ・地域福祉活動計画ワーキンググループ会議等の進捗状況と 今後の予定について ・第4次地域福祉活動計画の策定にあたって
	11／22 (木)	① 第4次地域福祉活動計画の策定にあたって ② 第4次地域福祉活動計画（素案）について

### ③ ワーキンググループ

#### [グループ分け]

次の5つのグループを構成し、グループ別に意見交換を行った。

グループ名	活動主体
グループ1	校区社協などの活動を主体とするグループ
グループ2	民生委員児童委員の活動を主体とするグループ
グループ3	ボランティア・NPOの活動を主体とするグループ
グループ4	福祉施設・団体の活動を主体とするグループ
グループ5	市社協職員によるグループ

年度	回	月 日	グループ	内 容
29	第1回	9／12 (火)	1～5	(1) 全体会 ① 地域福祉活動計画について ② 第4次地域福祉活動計画策定のためのワーキンググループの設置について ③ 第3次地域福祉活動計画の進捗状況について (2) ワーキンググループごとに分かれての協議 ① グループ長・副グループ長の選出 ② 次回ワーキンググループ会議へ向けて
				① 各事業を推進するための具体的な改善策等について ② 新たな項目等について ③ 第4期地域福祉計画（市策定）の拡充・改善点等について
				事業ごとの課題・問題点及び改善点について
				(1) 報告 ① 「地域福祉活動」に関するアンケート結果 ② 校区社協意見交換会 (2) 協議・意見交換 ① 各事業を推進するための具体的な改善策等について ② 新たな項目等について ③ 第4期地域福祉計画（市策定）の拡充・改善点等について
				各事業を推進するための具体的な改善策等について
	第4回	2／21 (水)	1, 2	(1) 報告 ① 「地域福祉活動」に関するアンケート結果 ② 校区社協意見交換会 (2) 協議・意見交換 ① 各事業を推進するための具体的な改善策等について ② 新たな項目等について ③ 第4期地域福祉計画（市策定）の拡充・改善点等について
		2／22 (木)	3, 4	
		2／23 (金)	5	
	第5回	3／9 (金)	5	各事業を推進するための具体的な改善策等について
30	第1回	5／16 (水)	2, 3	① 各事業を推進するための具体的な改善策等について ② 新たな項目等について ③ 第4期地域福祉計画（市策定）の拡充・改善点等について
		5／17 (木)	1, 4	① 第4次地域福祉活動計画の期間について ② 校区社協とコミュニティ協議会の関わりについて ③ 計画の体系について
		6／7 (木)	5	

年度	回	月 日	グループ	内 容
30	第2回	6／29（金）	1, 2, 4	各グループ協議内容の確認
		7／2（月）	3	
		7／5（木）	5	① 第4次地域福祉活動計画の構成について ② 体系について
	第3回	7／19（木）	1	
		7／20（金）	2, 3, 4	(1) 報告 ① 第4次地域福祉活動計画の策定期間について ② 前回のワーキンググループ会議での主な意見等について (2) 協議・意見交換 ① 活動計画（実施計画）の項目について ② 市第4期計画の拡充・改善点について ③ テーマ別意見交換
	第4回	11／5（月）	1～5	

#### ④ 校区社協 意見交換会

年度	月 日	地域	場所	参加者	内 容
29	1／31（水）	全域	市民福祉プラザ (大会議室)	66	(1) 説明 ① 地域福祉活動計画について ② 「地域福祉活動」に関する調査結果 (2) 意見・情報交換等 テーマ1：担い手の人材確保について テーマ2：地域交流活動について

## (2) 地域福祉活動に関するアンケート調査の結果

### ア 調査目的

第4次地域福祉活動計画策定の参考とすることを目的に、日頃から地域福祉活動に取組んでいる方や地域の方々、市民が地域における生活や地域福祉について、どのような意見をもっているかを調査しました。

### イ 調査方法

#### ① 調査対象

日頃、地域で福祉活動に取組んでいる町内会長、市社協が運営している施設等（地域福祉館、ボランティアセンター、5支部）の来所者を対象に調査を行いました。

② 調査期間 平成29年11月20日～平成29年12月6日

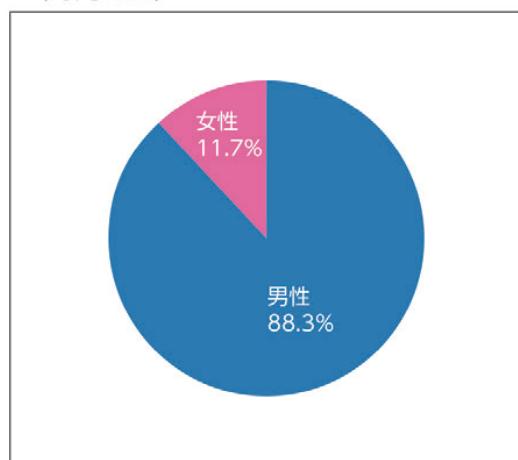
#### ③ 回答件数

	依頼件数	回答件数	回収率
町内会長	760件	537件	70.6%
施設来所者等	480件	463件	96.4%
合 計	1,240件	1,000件	80.6%

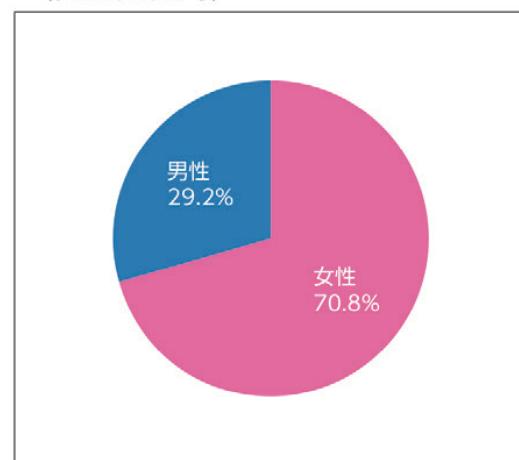
### ウ 調査結果

○あなたの性別を教えてください。

(町内会長)

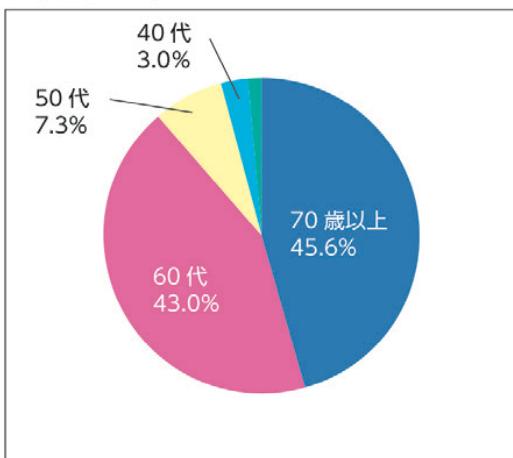


(施設来所者等)

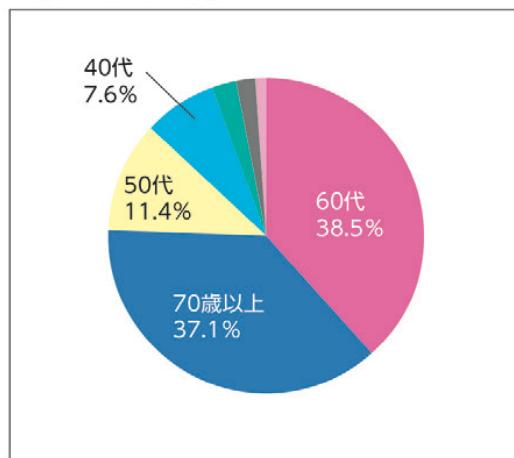


○あなたの年齢について教えてください。

(町内会長)



(施設来所者等)

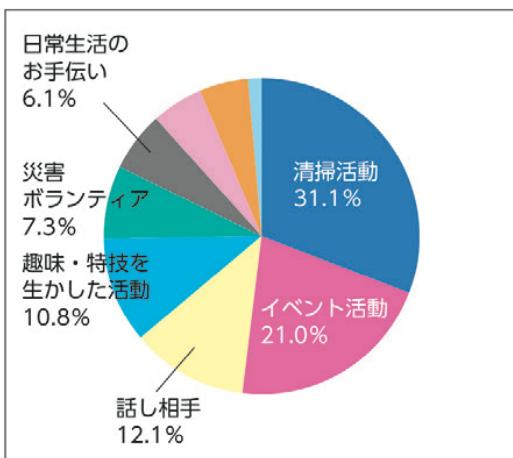


1	70歳以上	45.6%
2	60歳	43.0%
3	50歳	7.3%
4	40歳	3.0%
5	30歳	1.1%
6	20歳	0.0%
7	10歳	0.0%

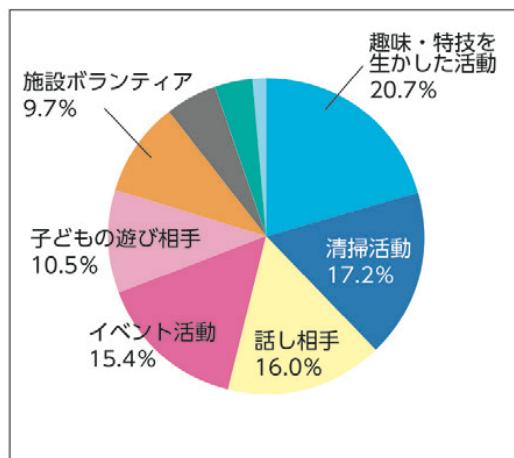
1	60歳	38.5%
2	70歳以上	37.1%
3	50歳	11.4%
4	40歳	7.6%
5	30歳	2.4%
6	20歳	1.9%
7	10歳	1.1%

○あなたが「できる」または「興味がある」地域の福祉活動やボランティア活動は何ですか。

(町内会長)



(施設来所者等)

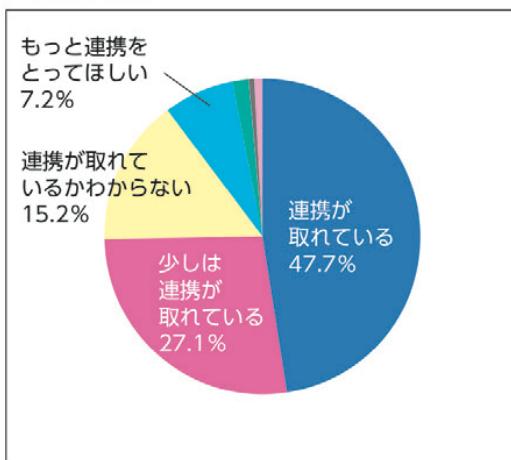


1	清掃活動	31.1%
2	イベント活動	21.0%
3	話し相手	12.1%
4	趣味・特技を生かした活動	10.8%
5	災害ボランティア	7.3%
6	日常生活のお手伝い	6.1%
7	子どもの遊び相手	5.5%
8	施設ボランティア	4.8%
9	その他	1.3%

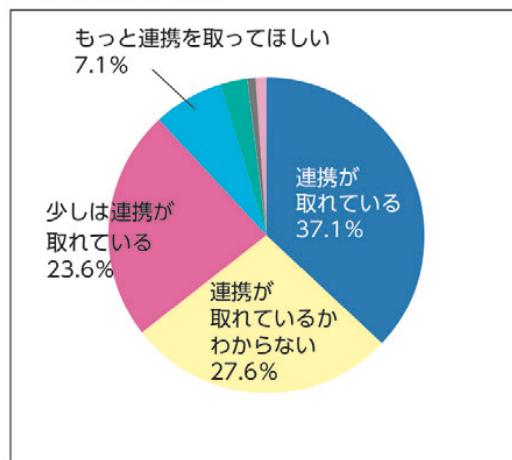
1	趣味・特技を生かした活動	20.7%
2	清掃活動	17.2%
3	話し相手	16.0%
4	イベント活動	15.4%
5	子どもの遊び相手	10.5%
6	施設ボランティア	9.7%
7	日常生活のお手伝い	5.5%
8	災害ボランティア	3.9%
9	その他	1.1%

○あなたの校区内にある福祉施設や福祉団体（NPOなど）は、地域住民や地域の団体（町内会、校区社協など）との連携が取れているようですか。

(町内会長)



(施設来所者等)

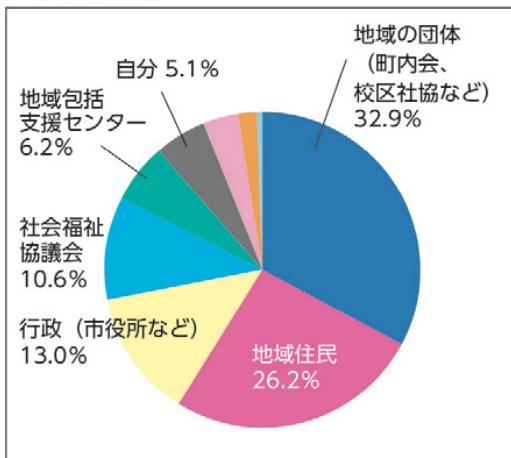


1 連携がとれている	47.7%
2 少しは連携が取れている	27.1%
3 連携が取れているかわからない	15.2%
4 もっと連携をとってほしい	7.2%
5 施設などがないのでわからない	1.5%
6 連携はとらないでよい	0.8%
7 その他	0.5%

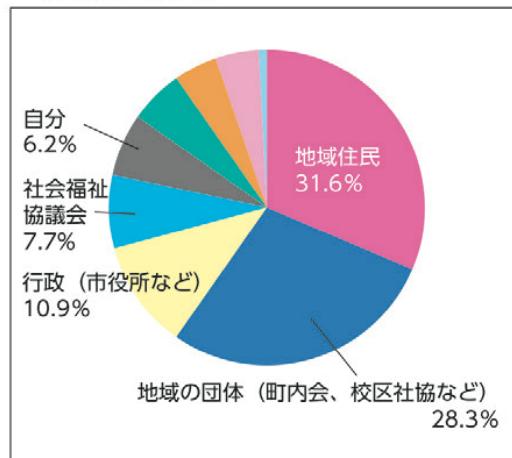
1 連携がとれている	37.1%
2 連携が取れているかわからない	27.6%
3 少しは連携が取れている	23.6%
4 もっと連携をとってほしい	7.1%
5 施設などがないのでわからない	2.9%
6 連携はとらないでよい	0.9%
7 その他	0.8%

○あなたは地域の福祉を支えていくのは誰（どこ）だと思いますか。

(町内会長)



(施設来所者等)

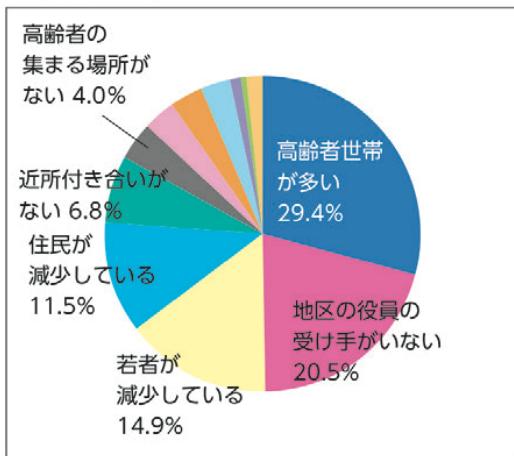


1 地域の団体（町内会、校区社協など）	32.9%
2 地域住民	26.2%
3 行政（市役所など）	13.0%
4 社会福祉協議会	10.6%
5 地域包括支援センター	6.2%
6 自分	5.1%
7 福祉施設	3.8%
8 ボランティアやNPO	2.0%
9 その他	0.2%

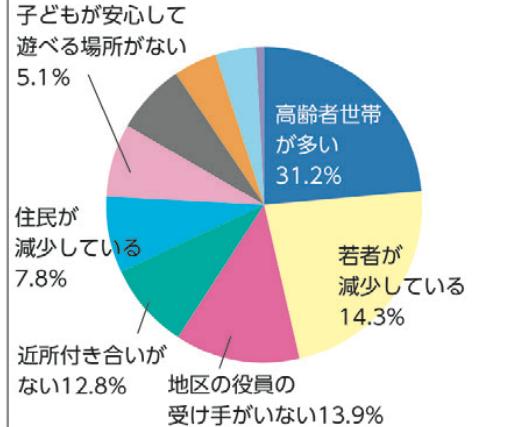
1 地域住民	31.6%
2 地域の団体（町内会、校区社協など）	28.3%
3 行政（市役所など）	10.9%
4 社会福祉協議会	7.7%
5 自分	6.2%
6 地域包括支援センター	5.7%
7 ボランティアやNPO	4.4%
8 福祉施設	4.4%
9 その他	0.8%

○あなたの地域で気になっていることや困っていることは何ですか。

(町内会長)



(施設来所者等)

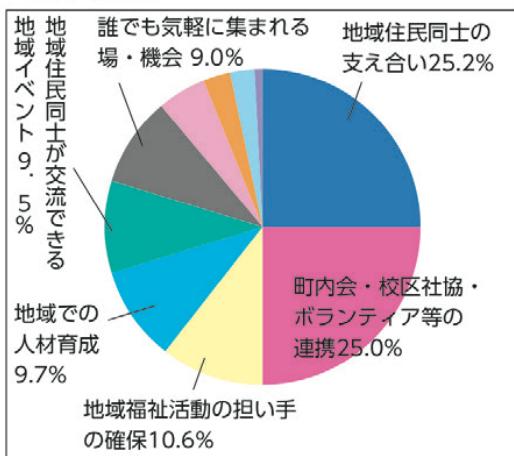


- | Concern            | Percentage |
|--------------------|------------|
| 1 高齢者世帯が多い         | 29.4%      |
| 2 地区の役員の受け手がいない    | 20.5%      |
| 3 若者が減少している        | 14.9%      |
| 4 住民が減少している        | 11.5%      |
| 5 近所付き合いがない        | 6.8%       |
| 6 高齢者の集まる場所がない     | 4.0%       |
| 7 子どもが安心して遊べる場所がない | 3.5%       |
| 8 買い物に困る           | 3.2%       |
| 9 医療機関が遠い          | 3.0%       |
| 10 公共の交通機関がない      | 1.1%       |
| 11 子どもの貧困が見られる     | 0.6%       |
| 12 その他             | 1.5%       |

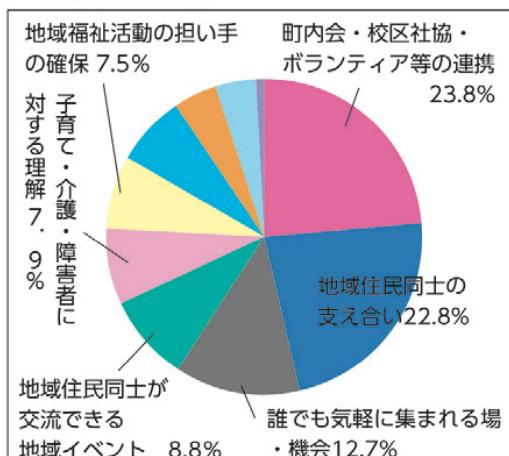
- | Concern            | Percentage |
|--------------------|------------|
| 1 高齢者世帯が多い         | 31.2%      |
| 2 若者が減少している        | 14.3%      |
| 3 地区の役員の受け手がいない    | 13.9%      |
| 4 近所付き合いがない        | 12.8%      |
| 5 住民が減少している        | 7.8%       |
| 6 子どもが安心して遊べる場所がない | 5.1%       |
| 7 高齢者の集まる場所がない     | 4.6%       |
| 8 買い物に困る           | 3.9%       |
| 9 医療機関が遠い          | 2.0%       |
| 10 公共の交通機関がない      | 1.8%       |
| 11 子どもの貧困が見られる     | 0.3%       |
| 12 その他             | 2.3%       |

○地域での支え合い活動を活発にするために必要と思われることは何ですか。

(町内会長)



(施設来所者等)

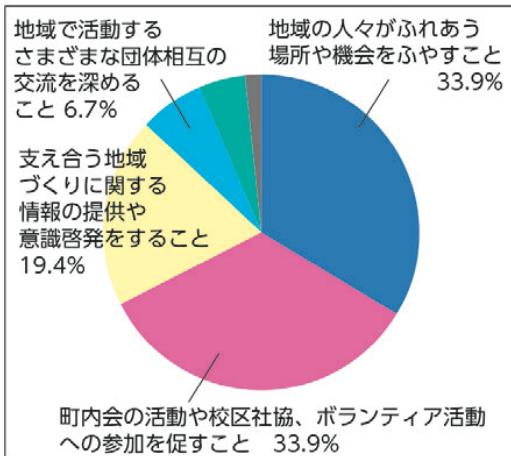


- | Need                  | Percentage |
|-----------------------|------------|
| 1 地域住民同士の支え合い         | 25.2%      |
| 2 町内会・校区社協・ボランティア等の連携 | 25.0%      |
| 3 地域福祉活動の担い手の確保       | 10.6%      |
| 4 地域での人材育成            | 9.7%       |
| 5 地域住民同士が交流できる地域イベント  | 9.5%       |
| 6 誰でも気軽に集まれる場・機会      | 9.0%       |
| 7 子育て・介護・障害者に対する理解    | 5.0%       |
| 8 福祉教育（子どもから大人まで）の取組み | 2.8%       |
| 9 ボランティア活動の活発化        | 2.7%       |
| 10 その他                | 0.5%       |

- | Need                  | Percentage |
|-----------------------|------------|
| 1 町内会・校区社協・ボランティア等の連携 | 23.8%      |
| 2 地域住民同士の支え合い         | 22.8%      |
| 3 誰でも気軽に集まれる場・機会      | 12.7%      |
| 4 地域住民同士が交流できる地域イベント  | 8.8%       |
| 5 子育て・介護・障害者に対する理解    | 7.9%       |
| 6 地域福祉活動の担い手の確保       | 7.5%       |
| 7 地域での人材育成            | 7.1%       |
| 8 福祉教育（子どもから大人まで）の取組み | 4.6%       |
| 9 ボランティア活動の活発化        | 4.0%       |
| 10 その他                | 0.8%       |

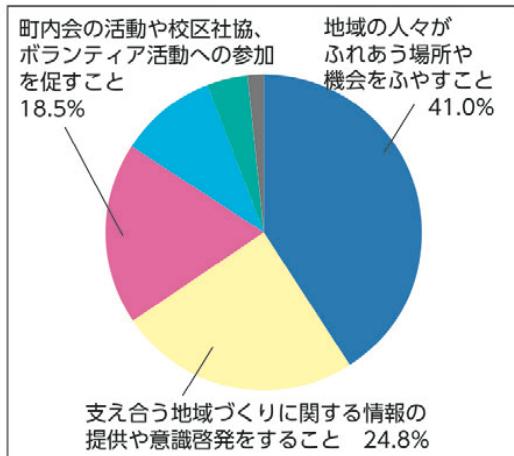
○住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるためには、どのようなことを行う必要があると思いますか。

(町内会長)



- 1 地域の人々がふれあう場所や機会をふやすこと 33.9%
- 2 町内会の活動や校区社協、ボランティア活動への参加を促すこと 33.9%
- 3 支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること 19.4%
- 4 地域で活動するさまざまな団体相互の交流を深めること 6.7%
- 5 わからない 4.7%
- 6 その他 1.4%

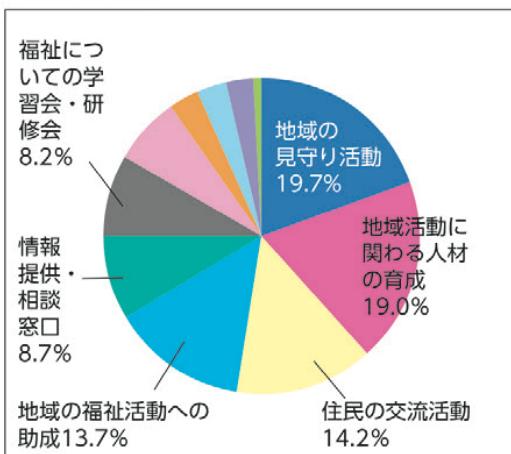
(施設来所者等)



- 1 地域の人々がふれあう場所や機会をふやすこと 41.0%
- 2 支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること 24.8%
- 3 町内会の活動や校区社協、ボランティア活動への参加を促すこと 18.5%
- 4 地域で活動するさまざまな団体相互の交流を深めること 9.9%
- 5 わからない 4.3%
- 6 その他 1.5%

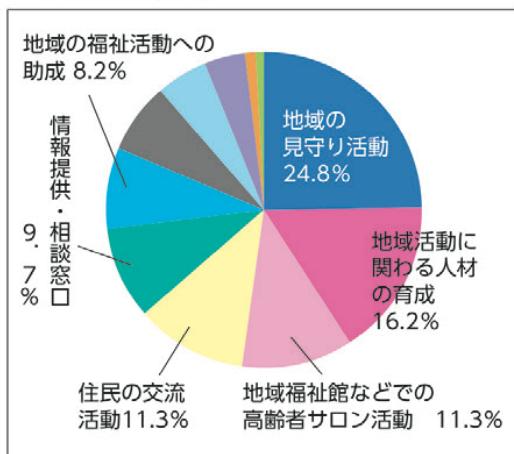
○鹿児島市社会福祉協議会が行う活動・支援として今後さらに取組んで欲しいことは何ですか。

(町内会長)



- 1 地域の見守り活動 19.7%
- 2 地域活動に関わる人材の育成 19.0%
- 3 住民の交流活動 14.2%
- 4 地域の福祉活動への助成 13.7%
- 5 情報提供・相談窓口 8.7%
- 6 福祉についての学習会・研修会 8.2%
- 7 地域福祉館などでの高齢者サロン活動 7.0%
- 8 生活困窮者への対策 3.1%
- 9 子育てサロン活動 3.0%
- 10 ボランティア活動 2.8%
- 11 その他 0.6%

(施設来所者等)



- 1 地域の見守り活動 24.8%
- 2 地域活動に関わる人材の育成 16.2%
- 3 地域福祉館などでの高齢者サロン活動 11.3%
- 4 住民の交流活動 11.3%
- 5 情報提供・相談窓口 9.7%
- 6 地域の福祉活動への助成 8.2%
- 7 福祉についての学習会・研修会 7.3%
- 8 子育てサロン活動 5.3%
- 9 ボランティア活動 4.0%
- 10 生活困窮者への対策 1.3%
- 11 その他 0.6%

○地域の団体（町内会、校区社協など）、民生委員・児童委員や社会福祉協議会が行う、地域福祉活動やボランティア活動に関するご意見・ご提案などありましたら、お書きください。

- ・それぞれの地域が「できるレベル」を容認し、高度な内容を求める寛容さが欲しい。
- ・周知・普及・啓発のポイントは、町内会活動だと思うが加入率低下を止めることができず困っている。
- ・個人情報、プライバシーと社会福祉活動のバランスがとりにくい。
- ・地域コミュニティ協議会と町内会、校区社協、民生委員・児童委員との連携、情報の共有の強化が必要。
- ・ひとり暮らし高齢者の見守り活動は継続してほしい。
- ・地域福祉活動に関わる人材の育成が必要で、そのためには福祉についての学習会・研修会を開催してほしい。
- ・福祉活動を支える担い手が少ない。周囲は高齢者ばかり。地域を越えた福祉活動をしてほしい。
- ・どのような活動をしているのか、携わっている人しか知らない。広報活動が活発でないと感じる。
- ・活動・支援はなされていると思うが、住民のそれに参加する意識が薄いと思われる。

○地域での福祉活動全般に関するご意見・ご提案などありましたら、お書きください。

- ・高齢者対策に目が向いてしまいがちだが、子育てや教育にも心を配りたい。
- ・個別にはそれぞれの団体が努力しているものの、地域でどこが福祉活動の推進役となっているのか見えない。地域での福祉活動は市がリード役となり、行政の仕事として地域福祉の人材育成、連携した活動推進に取組む必要がある。
- ・近隣の人たちによるネットワークをもっと積極的に構築できるような体制を強化すべきと思う。過疎化が著しく進行している地域は、担い手も不足しているため、もっと広域的なネットワーク形成が必要だと思う。
- ・地域福祉の担い手が高齢者だけにならないように、40～50歳代の方々が福祉活動に理解や関心を持ってもらうことが大切だと思う。様々な手段を用いて、広報・周知を実施し「福祉は地域全体の問題」と住民が思うようにすべきだと思う。

## 2. 地域福祉活動計画推進委員会設置規程

### 鹿児島市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会が、地域住民や校区社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉団体等と相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とした地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定し、その総合的な進行管理を行うため、社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会定款第36条第3項の規定に基づき、地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及びその見直しに関すること。
- (2) 計画の進行管理及び計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) その他計画の推進に関し必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長2人及び委員26人以内をもって組織する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名した副会長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
  - (1) 評議員
  - (2) 理事
  - (3) 学識経験者
  - (4) ボランティア団体及び市民団体関係者
  - (5) 保健医療及び福祉関係者
  - (6) 行政関係者
  - (7) その他会長が必要と認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任はこれを妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した委員の補欠として委嘱された委員の任期は、当該退任した委員の任期の満了する時までとする。
- 3 前条第4項各号に規定する身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

#### (委員の報酬)

第5条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 委員に支給する報酬については、鹿児島市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程（平成29年規程第8号）に定めるところによる。

#### (委員長及び副委員長)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き決議することはできない。

3 委員会の決議は、委員総数の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、賛否の意見等を明らかにした書面をもって議決権行使することができる。

5 前項の規定により議決権行使する者は、出席したものとみなす。

(意見聴取等)

第8条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 前項の議事録は、次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員長、副委員長及び委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 委員会に出席した委員長及び副委員長は、第1項の議事録に記名押印する。

(計画の策定及びその見直し)

第10条 計画の策定及びその見直しについては、委員会の同意を得て、理事会の承認を受けなければならない。

(ワーキンググループの設置)

第11条 委員会に、計画の策定及びその見直しを専門的に調査研究させるため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、調査研究が終了したときは、その結果を委員会に報告しなければならない。

3 ワーキンググループに関し必要な事項は、会長が要綱で定める。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、事務局地域福祉推進課において処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

### 3. 委員等名簿

#### 地域福祉活動計画推進委員会 委員

(敬称略)

No.	選出区分	所 属	職 名	氏 名	備考
1	社協理事・評議員	市社協	会長	松木園富雄	委員長
2			副会長	尾方洋一郎	副委員長
3			副会長	斎野 繁	副委員長
4			副会長	永山 恵子	
5			常務理事	吉永 直人	
6			理事	水流 源彦	
7			評議員	清 健太郎	
8			評議員	新田 美和	
9	学識経験者	鹿児島国際大学	名誉教授	佐藤 直明	
10	ボランティア及び市民団体関係者	市校区社協連絡協議会	副会長	米山 昭規	
11		かごしまボランティア連絡協議会	会長	水流 凉子	
12		鹿児島青年会議所	理事長	野崎 輝久	
13		鹿児島保護区保護司会	会長	徳田 繁代	
14		市衛生組織連合会	会長	米倉 賢蔵	
15		市女性団体連合会	会長	赤星 貴子	
16	保健・医療・福祉関係者	市民生委員児童委員協議会	副会長	鬼丸 憲夫	
17		市身体障害者福祉協会	理事長	財部 工	
18		市手をつなぐ育成会	理事長	宮脇 隆一	
19		市老人クラブ連合会	会長	北方 瞳雄	
20		県看護協会	専務理事	原田ケイ子	
21		市母子寡婦福祉会	代表理事	原田 弘子	
22	行政関係者	市教育委員会 教育部	部長	中崎新一郎	
23		市健康福祉局 すこやか長寿部	部長	椎木 明彦	
24		市健康福祉局 こども未来部	部長	中野 和久	
25		市健康福祉局 福祉部	部長	吉田 幸一	
26		市市民局 市民文化部	部長	上四元 剛	

## 地域福祉活動計画推進委員会幹事会 幹事

(敬称略)

No.	選出区分	所 属	職 名	氏 名	備考
1		幹事長		尾方洋一郎	幹事長
2	社協理事・評議員	三州原学園	園長	精松 泰成	
3	ボランティア及び市民団体関係者	市校区社協連絡協議会	坂元台校区社協会長	後田 和子	
4			星峯東校区社協会長	川原 正昭	
5			生見校区社協会長	森崎 一美	
6			本名校区社協会長	児玉 章	
7			東昌校区社協会長	馬込 保	
8			中郡校区社協会長	寶來 良治	
9			宇宿地域校区社協会長	迫田平司郎	
10			原良校区社協会長	新川 茂美	
11			伊敷校区社協会長	加治屋秋夫	
12			大龍校区社協会長	上村 伸雄	
13			小山田校区社協会長	堂福 初幸	
14			清水校区社協会長	藤井 厚子	
15		かごしまボランティア連絡協議会	理事	池頭喜美子	
16		ボランティア推進校鹿児島女子高等学校	教諭	南牟禮智子	
17		NPO法人NALC鹿児島	代表	原田ヨシ子	
18		市国際交流財団	常務理事	中蘭 正人	
19		海老原音楽グループ	運営委員	大原タツ子	
20		We Love天文館協議会	理事	新内 雅代	
21	保健・医療・福祉関係者	市民生委員児童委員協議会	副会長	上水流勝美	副幹事長
22			副会長	中島 和美	
23			副会長	山内ヨシエ	
24			副会長	黒岩 和子	
25		市身体障害者福祉協会	副理事長	岡本 成利	
26		市手をつなぐ育成会	施設長	前岡 昌利	
27		市老人クラブ連合会	副会長	幸福 俊範	
28		むれが岡保育園	園長	川原園正史	
29		認知症の人と家族の会鹿児島県支部	副代表	曾木やす子	
30		高齢者介護予防協会かごしま	業務課長	堀之内克行	
31		鹿児島県社会福祉士会	会長	久留須直也	
32		市保健所(西部保健センター)	所長	穂原 豊久	
33	行政関係者	市地域福祉課	課長	日高 次郎	
34		市こども政策課	課長	尾堂 昭二	
35		市長寿支援課	課長	永野 善造	
36		市障害福祉課	課長	湯浅 秀隆	
37		市地域振興課	課長	二宮 雅人	

## 地域福祉活動計画ワーキンググループ委員

(敬称略)

No.	活動主体	所 属	職 名	委員名
1	グループ1 校区社協活動	清水校区社協	会長	藤井 厚子
2		中郡校区社協	会長	寶來 良治
3		吉野東校区社協	事務局長	田淵 勝次
4		明和校区社協	副会長	井手 敏行
5		東昌校区社協	事務局長	原口 信博
6		市民児協 高齢者福祉部会	副部会長	山下 一郎
7		市民児協 主任児童委員会	書記	倉内とも子
8		市社協 地域福祉推進課	係長	松下 正子
9		市社協 松元支部	支部長	黒木 正浩
10		市社協 田上福祉館	館長	前村 格治
11	グループ2 民生委員・児童委員活動	市民児協	副会長	中島 和美
12		市民児協	副会長	山内ヨシエ
13		市民児協 高齢者福祉部会	副部会長	麓 美智代
14		市民児協 障害者福祉部会	副部会長	西 美代子
15		市民児協 児童福祉部会	副部会長	高取 純子
16		市民児協 主任児童委員会	委員長	大野 敏博
17		花野校区社協	会長	森尾 恭光
18		中山校区社協	副会長	脇 元 剛
19		市社協 市役所分室	分室長	古別府隆治
20		市社協 郡山支部	支部長	塘 米男
21	グループ3 ボランティア・NPO活動	かごしまボランティア連絡協議会	理事	池頭喜美子
22		NPO法人 N A L C鹿児島	代表	原田ヨシ子
23		紫原独居老人給食会	副会長	辛島 朝子
24		市国際交流財団	職員	柚木 美穂
25		互輪の会	代表	山方 展治
26		市管工事協同組合	理事	村場 竜二
27		NPO法人 Earth Angel Dog	顧問	石原みち子
28		市社協 ボランティアセンター	主事	汾陽ゆり子
29		市社協 喜入支部	支部長	東 謙一郎

No.	活動主体	所 屬	職 名	委員名
30	福祉施設・ 団体活動  グループ4	地域子育て支援センター (むれが岡保育園)	園長	川原園 正史
31		市身体障害者福祉協会	副理事長	岡本 成利
32		市社会事業協会 (北部親子つどいの広場)	副館長	米山みゆき
33		認知症の人と家族の会 鹿児島県支部	会計	川野 早苗
34		高齢者介護予防協会かごしま	事務局長	濱田 博幸
35		障害者就労支援施設 セルプつわぶき	副施設長	奥村 紀昭
36		市手をつなぐ育成会	事務局員	正木 亮
37		障害者支援施設ゆうかり学園	総務部長	内村 史章
38		鹿児島保護区保護司会	事務局長	上木 康照
39		市社協 心身障害者総合福祉センター	所長	畠中 修二
40	社協活動  グループ5	市社協 本部	事務局次長	原園 政志
41		市社協 企画総務課	課長	松下 忠
42		市社協 地域福祉推進課	課長	池田 和弘
43		市社協 在宅福祉課	課長	大山 久志
44		市社協 ボランティアセンター	所長	窪園 達一
45		市社協 喜入支部	支部長	東 謙一郎
46		市社協 松元支部	支部長	黒木 正浩
47		市社協 市役所分室	分室長	古別府隆治
48		市社協 心身障害者総合福祉センター	所長	畠中 修二
49		市社協 田上福祉館	館長	前村 格治

## 4. 用語解説

### 【 あ 行 】

#### <青パト活動>

青色防犯パトロール活動のこと。青色の回転灯を装備した自動車（青パト）による自主防犯パトロール活動。青パト活動については、市からの支援も行われている。

#### <NPO>

Non-Profit Organization (非営利組織) の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う民間の組織、団体。

### 【 か 行 】

#### <権利擁護>

自己の権利を表明することが困難な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の代わりに、代理人が権利を表明すること。

#### <校区社会福祉協議会>

小学校区単位で結成された社会福祉協議会。校区内の様々な福祉の課題を少しでも良い方向に導くために、町内会や地区民児協、PTA、あいご会などいろいろな団体の参加によって組織されており、市内に73の校区社協が設立されている。

#### <校区社会福祉協議会連絡協議会>

市内にある73の校区社協相互の連携を図り、市社協が推進する地域福祉活動に協力し、社会福祉の増進に努めるために組織されている。

#### <コーディネート>

各部を調整し、全体をまとめること。及び橋渡し。

#### <子ども110番の家>

鹿児島県警が平成9年（1997年）6月から運用を開始した制度で、子どもが犯罪等の被害にあったり、又はあいそうになった場合に「犯人（又は不審者）から逃れるための緊急避難所」「警察への通報場所」として、学校の通学路を中心に、子どもが集まる公園などの周辺にある商店や民家に対して協力をお願いしている施設。

市内41か所の地域福祉館に「子ども110番の家」を設置している。

### **<コミュニティ組織>**

町内会や地区民生委員児童委員協議会、老人クラブ、女性団体、学校、P T A、あいご会、社会福祉施設、企業など。

### **【 さ 行 】**

#### **<財政改善計画>**

市社協の財政健全化を図るため、全ての事務事業を抜本的に見直し、平成30年（2018年）3月に策定した計画。

#### **<薩摩地区社協>**

鹿児島市、いちき串木野市、日置市、指宿市、枕崎市、南さつま市、南九州市、三島村、十島村の7市2村の社会福祉協議会。

管轄する区域内で大規模災害が発生し、被災地の社会福祉協議会だけでは対応が困難な場合に、他の社会福祉協議会が職員を派遣し、災害支援活動を行うボランティア・N P O等をコーディネートするなど、業務支援を行う災害時相互応援協定を締結している。

#### **<社会福祉協議会>**

社会福祉法で地域福祉を推進する団体として定められ、地域が抱えているいろいろな福祉問題を地域のみんなと考え、話し合い、解決へと結びつけていくことを目的として活動している、公共的な民間の団体。

#### **<社会福祉法>**

社会福祉事業の全分野における共通的基本事項を定め、利用者の利益の保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保と社会福祉の増進を目的とする法律。

#### **<市社協支部>**

旧5町地域における地域福祉活動の拠点施設として、吉田支部、桜島支部、喜入支部、松元支部、郡山支部を設置している。

#### **<シニアボランティア>**

社会の中で培った知識や技能、経験などを生かしてボランティア活動を行うシニア層のこと。定年を迎えること、子育てに区切りがついたりして人生の転機を迎えた人が取組むことが多い。企業や行政などの分野で得た豊富な知識と経験をもつ人が、国内外のさまざまな分野で活躍している。

### <成年後見制度>

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力に不安がある人の財産管理や介護サービスの契約などの法律行為を成年後見人が行うことによって、本人を保護し支援する制度。

成年後見制度の広報啓発を目的として、平成30年（2018年）10月から成年後見センターが設置され、市社協が業務を受託している。

### 【 た 行 】

#### <地域コミュニティ協議会>

小学校区内で活動している町内会等の地域コミュニティ組織やNPO、事業所、医療機関、福祉施設など各種団体で構成し、地域課題の解決や地域資源の活用など地域主体のまちづくりに連携・協力して取組む組織。

#### <地域福祉館>

市内に41館設置され、市社協が市からの業務を受託しており、市民の福祉の増進を図るとともに、地域で互いに支えあい助けあうまちづくりをすすめるほか、市民の交流及び福祉活動のための施設の提供を行う。また、小地域ネットワーク活動やボランティア活動の支援、福祉に関する相談及び情報の提供等を行う。

#### <地域福祉支援員>

全市域を対象に地域福祉館等を拠点として、現在行われている地域の取組みや体制などを分析するとともに、地域福祉館長などと連携を図りながら、小地域ネットワーク活動に対する助言、提案、情報提供、橋渡しなどを行う。

地域福祉支援員は、市社協に6人配置（プラザ3人、谷山ステーション3人）され、各地域を担当している。

### 【 な 行 】

#### <ニーズ>

必要。要求。需要。

### 【 は 行 】

#### <東日本大震災>

平成23年（2011年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害。

東北3県（岩手県・宮城県・福島県）では、104の災害ボランティアセンターが設置され、避難所などの被災者に対する支援活動（炊き出し、住宅の片付けなどの環境整備、避難物資の対応など）に取組んだ。また、多くのボランティアが駆けつけ、活発な活動が行われた。

#### <ひきこもり>

家族以外との人間関係がなく、社会参加をしていない状態を指す。必ずしも家に閉じこもっているわけではなく、外出するような人でも家族以外の人との親密な対人関係がない状態はひきこもりに含まれる。

#### <福祉館イベント>

小地域ネットワーク団体や趣味団体等同士の交流、子どもや高齢者などの異世代間の交流などにより、利用者間のふれあい活動につながることで、福祉館の利用促進を図るために催しを開催する。

#### <福祉館だより>

福祉館の行事や趣味団体等の紹介を行うほか、福祉に関する情報、市社協の情報を年4回（4月、7月、10月、1月）発行し、町内会や各団体に回覧方式で配布している。

#### <ふれあい会食>

家に閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくり促進のために、ボランティア団体によって行われる会食。

#### <ボランティア推進校>

小学校、中学校、高等学校などの児童生徒の皆さんに、ボランティア活動の体験をおして、社会福祉への理解と関心をもってもらい、「福祉の心」をもつ社会の担い手として社会奉仕、社会連帯の精神を育てることを目的として、市社協が指定している。

市内の小・中・高校149校中143校を指定している。

#### <ボランティアコーディネーター>

ボランティア活動を行う個人・団体と、ボランティアの支援を求めている個人・団体との橋渡しを行う。

#### <ボランティアセンター>

ボランティア活動の地域における拠点として、県や市町村の社会福祉協議会等に設置されたセンター。地域住民のボランティアに対する関心を高め、

誰もがいつでも気軽にボランティア活動に参加できるような地域をつくるための推進主体として、ボランティア活動の相談、コーディネート、情報提供、講座の開催などを行っている。

#### <ボランティア保険>

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティアの傷害および他者に対する賠償責任に関して適用される保険。昭和50年（1975年）全国社会福祉協議会が創設。

### 【ま 行】

#### <マッチング>

組み合わせること。つり合うこと。調和すること。照合すること。

この計画では、被災者からの様々な支援ニーズとボランティアの活動希望を結びつけること。

#### <民生委員・児童委員>

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努め「児童委員」を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

鹿児島市内には約1,060名いる。

### 【ら 行】

#### <ライフスタイル>

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。



みんなでつくろう  
すみたいまち しあわせなまち  
かごしま

第4次  
**鹿児島市地域福祉活動計画**

平成31年3月発行

～あなたのそばに いつでも社協～

社会福祉法人 鹿児島市社会福祉協議会  
(地域福祉推進課)

〒892-0816 鹿児島市山下町15番1号

TEL 099-221-6071 FAX 099-221-6075

ホームページ <http://www.dondon-net.or.jp/>



この計画書は赤い羽根共同募金の助成を受けて発行しています。